

令和 8 年度進行管理 **戦略点検シート**

◎基本政策 1 子どもたちに輝く未来をつなぐ

主要課題	No. 13	総合的な相談・支援体制の強化とこどもの権利擁護
------	--------	-------------------------

● 4年後の目指す姿・計画期間の方向性 ●

主要課題の戦略シートで設定している「4年後の目指す姿」と「計画期間の方向性」を転記しています。

4年後の 目指す姿	区と地域の関係機関等が緊密に連携することで、総合的な相談・支援体制が切れ目なく強固なものとなり、子どもの最善の利益が守られている。
計画期間 の方向性	○予防的支援と対応力の強化 児童虐待を未然に防止するため、子どもと家庭に対する包括的な支援体制を構築し、関係機関と緊密に連携することで、孤立化しがちな子育て家庭を早期発見し、より早い段階から予防的支援につなげます。 ○専門的な相談支援の充実 子どもと家庭に関する相談の中でも、緊急かつ高度なものや、ハイリスクなものに対し、適切な評価を行い、子どもと家庭が抱える困難に寄り添いながら、その課題解決に向けて専門性を活かした支援を行います。また、相談員の計画的な研修受講等により、相談対応力や虐待対応技術力の向上に努め、切れ目ない支援体制を構築します。

事業費（令和7年度） 上段：実績 下段：当初予算

1 どのような事業で何をしたか（実績）	戦略シートの課題の解決手段として紐づけた計画事業について、「何をしたか」「何がどうなったか」を記しています。
----------------------------	--

戦略シートの課題の解決手段として紐づけた計画事業について、「何をしたか」「何がどうなったか」を記しています。

事業番号	事業名称			所管課	事業の持つ役割						事業費(千円)
5	乳児家庭全戸訪問事業			保健サービスセンター	乳児の健康を守り、虐待の発生を予防する。						8,588千円
											(10,467千円)
	主な取組実績				単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	① 訪問指導実施率				% (実数)	83.0 (1,553)	91.2 (1,742)	94.2 (1,685)	92.7 (1,666)		
	② 心理相談延べ人数				人	31	39	34	34		
	③ 訪問指導員研修会				回	2	2	2	2		
	R5(2023)	新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことや、出産応援ギフトの配付などが影響していることで訪問依頼数が増加し、これに伴い訪問指導件数も増加しました。専門員が訪問することで子育て困難感を抱える家庭への支援を行いました。									
	R6(2024)	訪問に際し出産応援ギフトの配付があるということが広く知り得ることとなり、訪問指導の件数も増加しました。訪問先では、助産師等の専門相談員が育児に関する適切な助言や情報提供を行いました。									
	R7(2025)	「こんにちは赤ちゃん訪問」の基礎情報となる出生通知票は、はがきでの提出でしたが電子申請でも可能としました。また、助産師等の専門員による訪問は、子育てに不安を抱えた家庭への支援となっており、養育上のリスクの早期発見につながっています。									
	7	乳幼児家庭支援保健事業			保健サービスセンター	子育て家庭の育児不安やストレスを軽減し、虐待の発生を予防する。					
(5,094千円)											
主な取組実績				単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	
① 4か月児健診 虐待予防スクリーニングにおける要支援者数				人	21	12	16	5			
② 親グループワーク参加者数				組	115	96	97	89			
③ こどもグループワーク参加者数				組	210	273	219	256			
R5(2023)		親同士の交流が深まることで支えあえる関係を築き、育児不安の軽減を図ることができました。									
R6(2024)		子育ての悩みや困難感、不安感を持つ親同士のコミュニケーションを図る機会を設け、専門職員による子育てに必要な知識や技術の支援を行いました。									
R7(2025)		同じ悩みや不安を抱えた親同士が交流し仲間づくりの機会となっています。孤立を防ぎ、子育てに必要な情報を共有しました。									

18	こども家庭相談事業		こども家庭支援センター	こどもと家庭に関する総合的な相談の実施や保育所等への巡回等により、支援の必要な家庭を適切な支援につなげ、児童虐待を未然に防止する。						24,176千円 (26,593千円)
	主な取組実績			単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	① 総合相談事業（相談員の行動回数） （内数：児童虐待に関する相談員の行動回数）			回	36,690 (22,567)	37,914 (21,329)	35,326 (19,200)	35,976 (17,792)		
	② こども応援サポート室巡回相談			回	93	203	212	248		
	③ こども応援サポート室相談受理			件	33	88	85	121		
59	児童虐待防止対策事業		こども家庭支援センター	児童虐待を未然に防止するため、地域の支援ネットワークを構築する。						9,552千円 (12,293千円)
	主な取組実績			単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	① 要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携会議			回	91	141	141	163		
② 家庭支援ヘルパー派遣回数			回	251	413	304	585			
60	文京区児童相談所運営		児童相談所	複雑かつ専門性が求められる児童相談に対し迅速で切れ目のない支援を行う。						1,022,540千円 (1,189,111千円)
	主な取組実績									
	R5(2023)	区児童相談所開設に向け、「（仮称）文京区児童相談所運営計画」を踏まえた専門職の配置人数を確保するため、児童相談所等の勤務経験のある職員等の採用を進めました。また、一時保護所を含む児童相談所に求められる専門的な児童相談支援のスキルを習得し、現場対応力の向上と、本区の地域特性に応じた総合的な相談・支援体制の構築に資するため、他自治体の児童相談所等に職員を派遣し、区児童相談所の開設に向けた人材育成に取り組みました。 なお、区児童相談所の施設整備については、関係部署との丁寧な連絡調整を図りながら、工程通りに進捗しています。								
	R6(2024)	「（仮称）文京区児童相談所運営計画」を踏まえた、組織改正及び人材確保を行いました。さらに実務を適切に実施していくための組織体制を整備し、児童相談所等の勤務経験のある任期付職員を採用するなど、他自治体で実践的なスキルを身に付けた職員が合流することにより、計画上の内容を一層充実させた職員体制を整えました。 新たな施設の引渡しを受け、必要な什器類の用意を行い、保護者が相談しやすい雰囲気をつくるとともに、職員が執務する事務室には「同時接続会議システム」を導入するなど、DX推進に資する機能的な職場環境を整備しました。 開設にあたり、必要な条例の制定等を行ったほか、区内外の関係機関に対し、施設の内覧を実施し、理解を深めるとともに、区民に対して区報特集号や区ホームページにて周知を図りました。								
	R7(2025)	4月の児童相談所開設後、国の法令等に則り、安定的かつ継続的な相談援助の提供と業務の質の向上に努めました。具体的には、新たに導入された一時保護時の司法審査への対応を適切に行ったほか、国のガイドラインに基づいた一時保護施設の運営、児童相談所事務の適正な執行を進めました。 また、里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）と密接に連携し、社会的養護や里親制度の周知啓発を推進するとともに、ヒヤリハット事例の組織的な収集と再発防止策の検討を行うなど、業務の改善を図りました。 こどもの権利擁護については、職員による一時保護時の意見聴取を丁寧に行い、意見表明支援事業に的確に対応しながら、児童相談所が関わる児童へのきめの細かい対応を通して、児童が自らの権利を適切に理解できる環境づくりに努めました。 関係機関との連携では、区内の児童に関する各機関との連携を強化し、多角的な支援を展開したほか、管内警察署及び警視庁との日常的な連携体制の強化に取り組みしました。 職員の人材育成においては、OJTを中心とした専門的助言を行う体制構築や、計画的な所内研修の実施、各種研究会等の参加のほか、初任者の学びにつなげるケースカンファレンスや、職員を組織的にフォローアップする支援を随時実施し、職員が自信や安心感を持って相談援助業務に取り組める体制づくりを図りました。 DXの推進については、事務効率化を進めるためのデジタル活用の拡充に向け、常時接続テレビ会議システムの運用や、内線スマートフォンの導入とともに、児童相談専用タブレット端末のモデル試行を実施しました。								

199	こどもみらいサポート拠点整備事業	こども若者政策課・こども家庭支援センター	(標準型) 多様かつ複合的な困難を抱えること もたちに対し、安心・安全で気軽に立ち寄ること のできる居場所を設ける。 (多機能型) 複合的かつ特に困難を抱えること もに対し、個別のニーズにきめ細やかに対応した 居場所を設ける。						—	
									—	
	主な取組実績		単位	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	
	① 利用延べ人数 (標準型)		人	—	—	—	—			
	② 実施回数 (標準型)		回	—	—	—	—			
202	こどもの権利擁護の一層の推進		こども若者政策課	こどもの権利を保障し、こどもの最善の利益を守るとともに、こどもの権利侵害に関する相談・支援体制を強化し、こどもの権利擁護を推進する。						—
										—
	主な取組実績		単位	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	
	① こどもの意見表明等支援事業における一時保護所定期訪問面接 (延べ人数)		人	—	—	—	31			
	●特記事項 (実績の補足)									
こども応援サポート室相談受理件数では、相談フォーム (メール) による相談が令和6年度には3件でしたが7年度は44件に増加しました。これは7年6月にこども向けの相談フォームを整備し、区立学校の児童・生徒に貸与されている学習タブレットに相談フォームを掲載したことによる効果です。 家庭支援ヘルパー派遣事業については、対象家庭数が増加しています。また、より複雑な問題を抱える家庭においては、改善に要する時間が必要なことから、派遣期間も長くなる傾向があります。 「こども家庭センター」の運営に当たっては、児童福祉と母子保健が合同ケース会議を行い、支援方針の協議と役割分担の検討、サポートプラン作成の協議を行いました。このことにより、相互の専門性の理解につながり共通認識に基づき円滑に相談支援を実施することができました。 乳児家庭全戸訪問については、毎年度同程度の実施率となっており、各家庭の理解を得ながら訪問することで母子の状況を把握し、相談や必要な支援につなげています。										

2 社会ではどのような動きがあったか (社会環境等の変化)		人口の増減や、国や都の動きなど、主要課題の背景に関して「何があったか」「今後予想される」等の社会の変化を捉えています。
チェック	チェック項目	
有	主要課題に関連する法改正があった（今後、法改正がある）	
有	主要課題に影響を及ぼす変化等があった（今後、変化等の可能性がある）	
「文京区こどもの権利に関する条例」を令和8年4月1日に施行したことから、こどもの権利に関する周知啓発及びこどもの権利擁護の取組を一層推進する必要があります。 6年4月施行の児童福祉法の改正により「児童育成支援拠点事業」が新設され、市町村における実施の努力義務が課せられました。また、市町村は、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる「地域子育て相談機関」の整備等に努めなければならないと規定されました。		

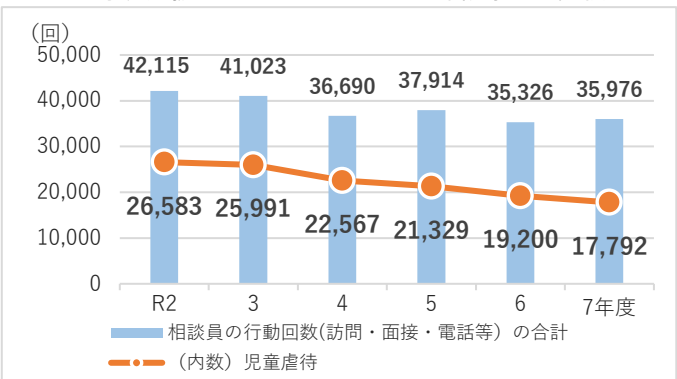
3 成果や課題は何か (点検・分析)	1と2に基づき、計画期間の方向性ごとに「課題解決にどのような成果があったか」「成果が出ない要因は何か」「新たな課題が生じてないか」などを点検・分析します。
○予防的支援と対応力の強化	
学校生活や家庭環境に課題を抱えるこどもにとって、安心して過ごすことのできる場の確保が重要になってきています。また、こどもが直面する課題は複雑かつ複合化しており、関係機関との連携に当たっては、地域資源を活用しながら窓口を増やし、さらなる充実を図る必要があります。 養育環境等に課題を抱えるこどもに対して、安心・安全な居場所を提供し、また、こどもとその家庭の状況のアセスメントにより、個々の状況に応じた一体的な支援体制を構築することで、こどもの最善の利益及び健全な育成を図ります。 さらに、虐待の発生を未然に防止するための支援の強化として、地域子育て相談機関を整備し、広く周知を図る必要があります。	

○専門的な相談支援の充実

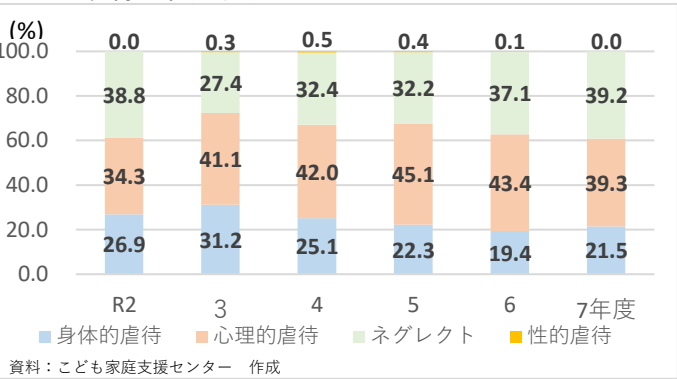
「文京区こどもの権利に関する条例」に規定している「文京区こどもの権利擁護委員」を設置し、子ども等からの相談に応じ、必要な助言や支援等を行い、こどもの権利侵害から適切かつ速やかな救済を図る必要があります。

また、子どもと家庭に関わる区と地域の関係機関の相談対応力の向上が必要です。さらに、緊急かつ困難度の高い相談に対応する職員へのサポートや、区における社会的養護に関する理解を一層深めていく必要があります。

●子ども家庭支援センターにおける総合相談事業の実績



●児童虐待内容別状況



【SDGsの視点】

1貧困をなくそう	児童相談所等の関係機関と緊密な連携体制を構築することで、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切に支援につなげるなど、虐待の未然防止に努めました。
3すべての人に健康と福祉を	児童相談所の開設により、子育て家庭が抱える課題が一層複雑化する中で、事態が重篤化する前に、基礎自治体である利点を最大限に活かしながら、高度で専門性の高い支援を展開する支援体制を整備しました。
16平和と公正をすべての人に	子どもの最善の利益を守る法律専門相談や養育費確保支援事業等の実施により、適切な養育環境の確保に努めました。
17パートナーシップで目標を達成しよう	児童相談所の設置に伴い、関係機関との連携を更に強化し、複合的な課題をもつ家庭に切れ目なく支援を届けるよう努めました。

4 今後どのように進めていくか（展開）

3を踏まえ、「何の対応が必要か」「何をどのようにしていくか」など、今後の戦略としての進め方を記しています。

子どもみらいサポート拠点整備事業において、標準型では、学校生活や家庭環境に課題を抱えるこどもの安心できる居場所となるよう、事業利用者の意見を聴きながら改善していくとともに、複雑化する課題に対し関係機関と連携を図るなど、地域資源を最大限に活用して取り組んでいきます。多機能型では、支援の際に、こどもの気持ちを聞くことを第一に考え、安心・安全な場を整備していきます。

また、子育て世帯との接点及びこどもの状況把握の機会を増やすため、地域子育て相談機関を設置し、「子ども家庭センター」機能と密接に連携していくとともに、地域住民に対し子育て支援に関する情報提供を行っていきます。

あわせて、乳児がいる家庭への訪問をすることで、発育や栄養状態、生活環境を確認し、育児に必要な事項の指導・助言を続けてまいります。今後も支援が必要な家庭を早期に把握し、適切なサービスの利用に繋げていきます。

児童相談所においては、緊急かつ困難度の高い相談援助業務に的確に対応するため、計画的な各種専門研修の受講に加え、職員が自信や安心感を持って相談援助を展開できる「支援者支援」に取り組めます。また、里親家庭への支援と社会的養護の一層の推進を図るため、里親家庭に対する相談支援や各種研修を実施するとともに、広報活動を積極的に展開し、周知啓発のさらなる強化を図ります。

こどもの権利擁護については、こどもの権利擁護委員を設置し、こどもの権利に関する様々な相談に対し、専門的な知見から必要な助言や支援、調整を速やかに行い、こどもの権利侵害から救済が図られるよう必要な取組を推進していきます。